介護者支援を考える 第2回

老老介護の現状と課題

65歳以上の高齢者(老年人口)の割合が25%を超えました(2013年総務省「人口推計」)。4人に1人が高齢者となり、介護する側の深刻な実態が浮き彫りになっています。家族介護者の現状や課題等を身近な問題として考えます。

津止 正敏 Tsudome Masatoshi　立命館大学産業社会学部教授
京都市社会福祉協議会(地域福祉部長、ボランティア情報センター長)を経て、2001年から現職。2009年3月に「男性介護者と支援者の全国ネットワーク」を発足させ、事務局長を務める。著書に『ケアメンを生きる－男性介護者100万人へのエールー』(クリエイツかもがわ)など多数。

夫婦介護、9割が老老介護

介護保険は、介護の社会化を在宅の介護環境を整備することによって実現するという政策目標を掲げてスタートしました。これによってこれまでとは随分と違う新しい介護実態が誘引されてきたことは、第1回でも指摘してきたとおりですが、今回の主題「老老介護*1」もまたその1つといえましょう。

在宅での家族介護は今や老老介護の実態そのものとなっています。**表**は、2013年「国民生活基礎調査」*2(介護表)からのデータを抜粋したものです。これによれば介護する人もされる人も65歳以上の老老介護は49.1%とほぼ半数となり、75歳以上でも23.4%になります。配偶者間介護の中ではさらに加速し、主たる介護者が65歳以上は89.8%、75歳以上でも57.1%となっています。介護保険施行直後の2001年同調査では、介護する人される人ともに65歳以上とする者は38.3%であったことから、この10余年でほぼ1.3倍に増加したことになります。介護サービスを利用して暮らす夫婦、親子の老老介護はもうこの国の介護の主流派となっているのです。老老介護の一般化という事態が提起している介護政策への新しい論点について述べてみようと思います。

主たる介護者／要介護者／配偶者	総　数	要介護者65歳以上	要介護者75歳以上	主たる介護者(配偶者)
総　数	**61604 (100)**	59087 (95.9)	49785 (80.8)	**26180 (100)**
主たる介護者65歳以上	31092 (50.5)	**30252 (49.1)**	23927 (38.8)	23498 (89.8)
主たる介護者75歳以上	16295 (26.5)	15932 (25.9)	**14425 (23.4)**	14954 (57.1)

表 老老介護の実態(数字は「介護を要する者数10万対」)
(　)内の数値は%
出典：2013年「国民生活基礎調査」(介護票)より筆者作成

＊1　高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦、親子、兄弟などがそれぞれ介護者・被介護者となるケースを指す。

＊2　http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/dl/16.pdf

コーヒー1杯入れたことがなかった

高齢者同士の小さな家族による介護、老老介護は新しい介護実態を作り出しています。

例えば「家事の困難」。私たちの行った調査*3に、「今までコーヒー1杯入れたことがなかったのに家事をするようになった」という70歳代の男性の戸惑いの声がありました。今まで家事を一切しなかったのが、妻の介護が始まり炊事、掃除、洗濯、ごみ出し、そして郵便局、役所等の種々の用事をしなければならなくなったというのです。介護以上に家事の困難さを訴える人が多いというのも男性介護者の特徴の1つとして語られてきました。

なぜ入浴・排泄(はいせつ)・食事介助や移動というプロの介護と思われるような行為よりも、家事がより困難となって表出するのか。ここにも介護保険制度が作り上げてきた新しい介護実態、介護

＊3　『男性介護者白書－家族介護者支援への提言』(2007年 かもがわ出版)津止正敏、斎藤真緒

のスタイルがあるのです。介護行為の幾つかはヘルパー等の支援を得ながら介護をすることが可能になり、主たる介護者ひとりで何もかもすべてを賄わなくてもよくなっています。介護保険が切り開いた新しい介護システムです。デイサービスや訪問介護等の事業を利用しながら入浴や食事、清拭（せいしき）、排泄も何とか在宅でこなすことが可能になってきました。外部化することによって家族の手を離れ大きく外に開かれていくというシステムです。しかし、家事はそうではありません。ほとんどすべてを主たる介護者ひとりの責任としてこなさなければならない生活の行為です。

家事援助、同居家族居れば利用制限

現行の介護保険制度では、同居家族が居れば家事援助サービスは原則利用できません。同居する介護者への支援などはその枠組みすらありません。厚生労働省はこの利用制限原則を機械的に適用することのないようにという旨の通達を再三にわたって自治体宛に発してきましたが、この原則を撤廃した訳ではありません。

2015年制度改正に向けた議論の動向などをみると、家事援助サービスの利用制限どころか、介護保険制度からこのサービスそのものが削除されていくのではないか、という不安が強まっているというのが、この間の議論の際立った特徴です。

なぜ同居家族がいれば、炊事、掃除、洗濯、買い物等々家事援助サービスの利用が制限されるのか。これは多分に以下の２つの意味が込められているのではないかと思われます。１つは、介護保険制度がスタートしたときに、既にこの社会が卒業したと思っていたような家事ぐらいは家族でやるべきだ、という家族責任主義がいまだに根深く残っているということ、もう１つは制度が前提としている同居家族モデルに起因するということです。同居して介護役割を担う家族というのは、若くて体力があって、家事も介護もできて、介護に専念できる時間もある「強い」介護者です。だから、家事援助など「軽易」なサービスは不要じゃないか、という発想なのでしょう。しかし、そういう介護者モデルというのはもう過去のものということは既に指摘してきたとおりです。ある男性介護者は、自分は朝食を作っているときに何を考えているかといえば昼食のことを考えている、昼食の準備をしているときは夕食や買い物のことを、夕食時には翌日のことを考える、というのです。だから、１日24時間、四六時中食事のことが頭から離れたことがありません、と深刻なストレスを吐露しています。

家でコーヒー１杯入れたこともなかった人が家事一切をやっている、高齢になるにつれできていたこともできなくなっている介護者たちが増え主流派になろうとしている、そこに今の介護と介護者をめぐっての大きな課題があると言わざるを得ません。

介護する人にも支援を

皮肉なことですが、在宅の介護環境が整えば整うほど、在宅の介護環境の限界が明らかになり新たな課題が浮上しています。在宅介護の諸課題を止揚する新しい介護ステージを準備しなければいけないという政策ニーズを繰り出しているのです。

現行の「強い」介護者をモデルとするような介護政策では、進行している新しい介護実態との大きな乖離（かいり）を作ることになります。今増えている介護者はそうではなく、むしろこれまで何不自由なくできていたことも誰かの手助けが必要になっているような「弱い」介護者です。老老介護はその典型です。同居家族が居れば介護サービスの利用制限ということではなく、介護される人にはもちろん介護する人にも支援の枠組みを備えてこそ在宅介護は成り立つのだ、ということを事実を持って示しています。

制度は整ったけれども実態にはそぐわない、そのような事態が進行するのではないかと危惧（きぐ）されます。